

巻頭言

労協法の施行が研究 および実践に与えた 変化と課題

松本 典子 (駒澤大学経済学部教授/協同総研常任理事)



2022年10月1日、労働者協同組合法(労協法)の施行から2年が経過し、新規設立と他法人からの移行を含め、100以上の労働者協同組合法人(労協法人)が設立された。

◆実践と研究に与えた変化

日本における労働者協同組合運動は、労協法の施行によって大きく発展した。実践面においては、運動に則した法人格が取得できるようになっただけでなく、これまで「雇用労働」しか経験したことのない人たちに、「協同労働」について話し合うきっかけを生み出した。また、家事労働やケア労働といった生活面での労働を含めた「本来の労働」について、地域の仲間と話し合うきっかけも生み出した。さらに、労協法は協同組合を作るハードルを下げたことから、協同組合を市民にとってより身近なものと感じさせ、協同組合運動全体の発展にも貢献している。

労協法の施行は、労働者協同組合に関連する研究にも大きな飛躍をもたらした。2020年までの研究は、労働者協同組合の法制化に言及するものが少なくなかったが、法施行後は『協同の発見』や

協同総研の研究会において、新たな労協法人の設立やその組織運営に関する分析を増やすと共に、既存の労働者協同組合の実践における会議や対話がどのように行われているかを深掘りする研究も増やしている。また、日本の労働法における労働者性の捉え直し、社会運動における労働者協同組合の位置づけ(再評価)、事業分野別では第1次産業における労働者協同組合の可能性について言及する研究も出現させた。このような新たな研究は、コロナ禍以降に注目されてきた「本来の労働」に関する研究を進化させることにもつながっている。

◆労働者協同組合を広げていく上での課題と必要な支援

一方、労協法が施行してから2年が経過したことによって気付かされる課題もたくさんある。

2023年11月、静岡県2団体目となる労働者協同組合「いわたツナガル居場所ネットワーク」を4人の仲間と設立して感じたことは、労協法人の設立は比較的簡単ということである。準則主義なので、設立したい都道府県の法務局に登録すれば法人設立ができる。

しかし、設立後、組織運営について悩むことが多々起こり、その継続はなかなか難しいと実感している。労協法人について理解のある自治体があれば、そもそも労協法人の担当部署が決まっていないことから、どこに相談すればよいか分かりにくい自治体もある。また、労協法人は、出資配当を認めないことによって非営利性が担保され、法律でも非営利目的であることが強調されているが、法人税課税については、株式会社と同じくすべての事業が普通法人課税となる。したがって、NPO法人などと比較すると自治体においてはその位置付けが非常に難しく、非営利法人にしか助成できない助成金や補助金の場合、労協法人が非営利目的の活動をしていてもそれを受け取れないケースが発生する。このような課題は、労働者協同組合の運営を阻む落とし穴のごく一端である。

1980年代、Mary Mellorらが、労働者協同組合が資本主義経済において生き残るためには、市場保護、連合組織、支援組織の3つが必要であると述べたように*1、労働者協同組合への支援は必ず必要になる。各自治体で設立支援は充実してきているが、労協法人の設立後、一番ほしいと感じる支援は、経営方針の策定や資金調達、理事会の進め方や話し合いの方法、会計実務や各種書類作成といった日常的な運営において、労協法人の組織特性を

理解した上で支援をしてくれる専門家、いわゆる「士業」の人たちによる専門知識の提供である。労協法人の発展のために、専門的な知識を無料あるいは安価で受けられるような行政による支援がなければ、その存続は難しいと感じる。

◆手段としての労協法人の発展可能性

従来の労働者協同組合とは異なる労協法人の設立支援も重要になってきている。当初の想定と最も異なる労協法人として、たとえば、フリーランスや副業・複業・兼業ができる人たちによって生み出される団体があげられる。このような団体では、労協法人を手段として活用し、事業収入を得ることよりも、仲間との繋がりや地域への貢献が重視されることも少なくない。したがって、労働者協同組合とは「こうあるべき」という固定概念から脱却した上で、労働者の自立性・自律性を促進できるかが、現代的な労働者協同組合運動には問われているように思う。また、生協や農協といった協同組合の組合員の自発性を高める手段として、労協法人を活用(設立)する可能性を追求することも重要になってきている。

◆労働者協同組合の社会的認知度を高めるために

協同組合界限では、労働者協同組合が盛り上がりを見せた2年間だった。とは

*1 Mary Mellor, Janet Hannah and John Stirling[1988] *Worker Cooperatives in Theory and Practice*, Open University Press, p.93. (佐藤紘毅・白井和宏訳[1992]『ワーカーズ・コレクティブーその理論と実践』緑風出版、180頁。) ※蛇足ですが、本書は、労働者協同組合の経営手法全般についてまとめられています。労協法ができた今だからこそ、再度読まれるべき良書といえます。

いえ、実際のところ、労働者協同組合への社会的認知度は決して高くない。逆に、社会的認知度を高めれば、さまざまな支援を受けられる可能性も広がるということでもある。社会的認知度を高めるためには、労働者協同組合がまだ知られていないという認識を前提に、その社会的役割を発信し続けることが重要になる。良い事例だけではなく、時にはその課題も併せて発信することが、共通の課題をもつ人々に関心をもってもらうきっかけにつながるだろう。

『協同の発見』や協同総研の研究会は、労働者協同組合の実践を常に発信し続け

ることができるメディアの1つである。労協法の施行から2年が経ち、各地に多様な労協法人が設立される中、もっと多くの人たちに労働者協同組合の良さが伝わってほしい。

多様なつながりや研究視点をもつ会員のみなさまには、身近な団体を実際に視察していただき、良い実践に加えて、実践の落とし穴となる内部要因と外部要因とその克服方法についても分析・発信していただくことで、共に、労働者協同組合をエンパワーし、労働者協同組合運動を広げることができればと思う*2。

*2 労働者協同組合をエンパワーする取り組みの一環として、2025年2月に中央経済社より『労働者協同組合とは何か』を刊行予定です。出版されたらぜひお読みいただけると嬉しいです。